



迎春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

本年も何卒よろしくお願ひいたします。

重要情報

1. 本年からの税務署手続きが変わります

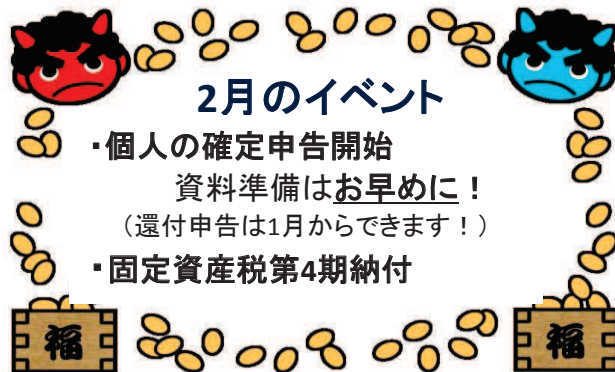
窓口での申告書、申請・届出書類の提出には、法人個人問わず窓口で「提出票」の作成が求められます。また、振替納税領収ハガキの送付が取止められるため、必要に応じ税務署で「振替納税証明書」の請求をすることになります。

2. 所得拡大促進税制、中小企業に大きな特典

過年度より役員や同族関係者以外の従業員に対する給与の支給が増えた場合は、増加額に対して10%の税額控除が認められていましたが、29年改正で中小企業に限り、控除率が最大22%まで拡大されるようです。

3. 中小企業経営力強化税制

29年改正で、中小企業の設備投資を支援する税制が強化されるようです。具体的には、経産局から所定の認定を受け、一定規模の設備を購入した場合は、購入額の7%の税額控除が認められる等の特典があるようです。



2月のイベント

・個人の確定申告開始

資料準備はお早めに!

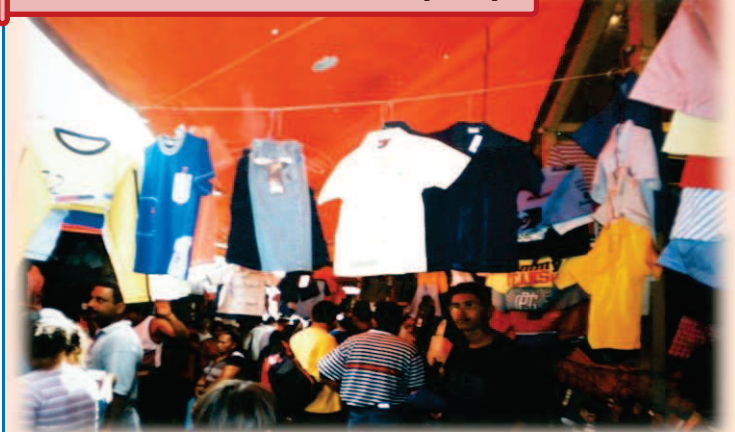
(還付申告は1月からできます!)

・固定資産税第4期納付

税金マメ知識

【配偶者控除等】主婦労働には壁がいくつかありますが、今回は配偶者控除のお話し。妻のパート収入が年103万円以下なら、夫の所得から38万円の配偶者控除がとれます。夫の税率が30%なら11万円も節税できます。だから無理に働いて妻の年収を増やすより、夫の11万円の節税を確実に取った方が良いということで、年収103万円以下に抑えようとしています。毎年12月のスーパーは人手不足で頭を悩ませます。こうした労働調整をなくそうと、103万円の壁を平成30年から150万円に引き上げることにしたようです。しかし、11万円の節税よりももっと大きいのが社会保険の扶養要件の130万円の壁。会員の夫の扶養に入れば、年間11万円じゃ済まない健保も国年も払わずに済みます。社保庁と国税庁は足並みがそろいませんね。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【コロンビア：マラカイボ】移動が続き3日ぶりに宿に泊まることにしました。明日も朝から移動です。買い物を済ませ宿に戻ると受付で働く20歳のカリナは「あーバナナ、ねえ、バナナ好き〜?」なんて人懐っこく声をかけます。「好きだよ、朝食にするんだ。」「アッハ、あつごっはーん、オヤスミ〜」。バナナの傷みが早く、この熱気では朝までもたないと思い、窓をあけ星空のもと夜風を浴びながら、片足立ちで傷みかけのバナナをモニョモニョしていると、廊下から覗き込んだ掃除中のカリナが責めるような声で「あ〜、朝ごはん、もう食べちゃってる〜」。この宿に泊まってよかったです。

☆事務所からの連絡☆

確定申告期は、事務処理にお時間を頂戴します。ご理解ご協力のほど、お願ひ申し上げます。

晩酌のじかん

今年の迎春18きっぷ旅は恥ずかしながら初めての広島へ。聞いたこともないアフリカの国の現地の人にも、HIROSHIMA NAGASAKIを知っているとわれ、日本人として使命感を抱いてきた渡航先です。良い旅ができました。せんじがら(ホルモンジャーキー)を自分用に大量購入して帰りました。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red